**平成２７年（フ）第１５５号**
埼玉県本庄市児玉町保木野293番地１、旧住所埼玉県本庄市傍示堂586番地１　㈱ウイングビート内
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１６０号**
埼玉県深谷市人見861番地４
債務者　和田　泰育
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１６３号**
埼玉県熊谷市曙町４丁目12番地エステートパイン105
債務者　川原　郁子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１６５号**
埼玉県行田市門井町２丁目24番地７　104号
債務者　田沼　圭一
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１６６号**
埼玉県行田市門井町２丁目24番地７　104号
債務者　田沼　孝枝
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１６８号**
埼玉県比企郡滑川町大字福田3578番地
債務者　鹿沼　一広
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１６９号**
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町37番地16
債務者　関口　　武
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第２０８号**
岐阜市下尻毛340番地３
債務者　森　　弘子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２４８号**
静岡県沼津市沢田町５番23号、前住所静岡県沼津市小諏訪610番地　サンハイツ７・302
債務者　鈴木　貴子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第１４５号**
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の７トンボ交通社宅102号
債務者　杉山　宜正
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第１４６号**
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の７トンボ交通社宅102号
債務者　杉山　和枝
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第９８７号**
名古屋市守山区幸心３丁目216番地　セジュールＨＩＲＯ　506号室
債務者　増田　千晶
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３１号**
京都府京丹後市峰山町杉谷863番地の４
債務者　大黒　仁志
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで京都地方裁判所宮津支部

**平成２７年（フ）第５０号**
北海道岩見沢市１条東８丁目２番地４　ＰＨＤハイム101
債務者　伊藤紀美子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２７年（フ）第１１４号**
北海道帯広市西10条南14丁目16番地　六禄荘
債務者　山下　慎也
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２７年（フ）第１００号**
群馬県太田市新道町1330番地16
債務者　**萩**口　一広
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで前橋地方裁判所太田支部

**平成２７年（フ）第１０３号**
群馬県太田市尾島町529番地１　プリマベーラ202号
債務者　梅澤　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで前橋地方裁判所太田支部